

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬 給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成 18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末特別手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 平成18年4月以降本給月額を約6.7%引下げた。ただし、任期が平成18年4月1日の前日から引き続き場合は同日に受けていた本給月額を保障することとした。また、調整手当に替え、主に民間賃金等の高い地域に勤務する者に対して支給する地域手当を新設した。(国立大学法人法第35条の規定により準用される独立行政法人法第52条第3項の規定を踏まえ、国家公務員の給与その他の事情を考慮し、見直しを行ったもの。)

理事 { 法人の長の改定内容と同じ

理事 (非常勤) { 該当者なし

監事 { 法人の長の改定内容と同じ

監事 (非常勤) { 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成 18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬 (給与)	賞与	その他 (内容)	就任	退任	
法人の長	22,797	15,564	6,457	467 (地域手当) 171 (通勤手当) 138 (寒冷地手当)		
理事 (7人)	116,860	78,561	32,806	3,094 (地域手当) 230 (通勤手当) 777 (寒冷地手当) 1,392 (単身赴任手当)	4月1日 1名	3月30日 1名 3月31日 1名
監事 (1人)	12,738	8,736	3,624	262 (地域手当) 49 (通勤手当) 67 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	2,904	2,904	()	()		

注：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況 (平成 18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事A	(45,313) 2,964	(27 5) 2 0	H18.3.31	-	在職期間の業務運営等に関する評価について、経営協議会に諮った結果、業績評価を標準(1.0)とし、役員退職手当規程によりその支給額を増減しないことに決定した。
監事		年 月			該当者なし

注：理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

運営費交付金の積算ルール、効率化係数による影響等を勘案しつつ、教育・研究ニーズに沿った柔軟な人員配置を行うとともに、事務の簡素化、合理化やアウトソーシング等により人件費総額の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人は、運営費の大部分を国からの運営費に依っていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

能率、勤務成績が反映される給与の内容

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	職員が、昇給日(1月1日)前1年間の全部を良好な成績で勤務したときは、4号俸(教授、部長等は、3号俸、55歳以上の職員は、それぞれ2号俸)上位の号俸とすることを標準として、5段階の昇給区分(号俸数)により、その勤務成績に応じて昇給させることができる。
基本給月額 (昇格)	教員・昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 教員以外・勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 1 基本給表の見直し(平成18年4月1日実施)
 - 一部の基本給表の級の構成を変更、全基本給表の号俸の細分化、級号俸の切替
- 2 基本給月額の改定(平成18年4月1日実施)
 - 全基本給表の月額を平均4.8%の引き下げ
 - 引き下げに伴う経過措置
 - 平成18年3月31日から引き続き在職する職員で、切替後の月額が同日に受けていた月額に達しない場合は、当分の間同日に受けていた月額を保障
 - 月額保障者に対する昇格時の基本給に関する特例月額を措置(平成22年3月31日まで)
- 3 昇給制度の見直し(平成18年4月1日実施)
 - 特別昇給と普通昇給の統合、昇給区分を5段階として実施
 - 昇給時期を1月1日に統一
 - 各基本給表の各級における最高号俸を超える昇給の廃止
 - 55歳以上の昇給停止措置に替え、昇給幅を通常の半分程度に抑制して昇給を実施
 - 昇給の経過措置
 - 平成18年度から平成21年度までは、昇給区分に対応する号俸を1号俸ずつ抑制
 - 平成18年度の教授、部長等以外の職員については、昇給区分を3段階として実施
- 4 地域手当の新設(平成18年4月1日実施)
 - 調整手当に替え、主に民間賃金等の高い地域に勤務する職員に対して支給する地域手当を新設
- 5 基本給の調整額に係る調整基本額の改定(平成18年4月1日実施)
 - 基本給の見直しとの整合性を確保するため、調整基本額を引き下げ
 - 引き下げに伴う経過措置
 - 平成18年3月31日における調整基本額と平成18年4月1日における調整基本額との差額を、平成18年度は100%支給し、平成19年度から平成21年度まで25%毎減額
- 6 寒冷地手当の経過措置の延長
 - 平成16年度の減額改正に伴う平成21年度までの段階的な経過措置を1年延長し、平成18年度の支給額を平成17年度の支給額に据え置く

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	3,471	44.6	7,463	5,406	78	2,057
事務・技術	954	43.3	5,816	4,268	87	1,548
教育職種 (大学教員)	1,867	47.3	9,008	6,476	77	2,532
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	438	36.4	5,083	3,745	64	1,338
技能・労務職種	22	52.3	5,493	4,052	113	1,441
海事職種	19	49.1	8,320	6,005	0	2,315
海技職種	27	41.8	5,671	4,161	0	1,510
医療職種 (病院医療技術職員)	122	40.5	5,558	4,094	101	1,464
その他医療職種 (医療技術職員)	10	46.2	5,741	4,209	62	1,532
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	8	58.5	13,470	9,668	110	3,802
特定職種(専門職 大学院実務家教員等)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	人 7	歳 61.5	千円 3,267	千円 2,746	千円 88	千円 521
事務・技術	人 7	歳 61.5	千円 3,267	千円 2,746	千円 88	千円 521
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 203	歳 40.9	千円 4,130	千円 3,090	千円 87	千円 1,040
事務・技術	人 85	歳 41.7	千円 3,385	千円 2,546	千円 103	千円 839
教育職種 (大学教員)	人 44	歳 36.1	千円 5,442	千円 4,036	千円 58	千円 1,406
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 10	歳 30.7	千円 3,975	千円 2,987	千円 73	千円 988
技能・労務職種	人 35	歳 53.3	千円 3,839	千円 2,889	千円 83	千円 950
教育職種 (外国人教師等)	人 9	歳 35.8	千円 7,203	千円 5,300	千円 37	千円 1,903
医療職種 (病院医療技術職員)	人 11	歳 27.4	千円 3,403	千円 2,596	千円 142	千円 807
福祉系職種 (保育園職員)	人 9	歳 40.9	千円 3,854	千円 2,872	千円 102	千円 982

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

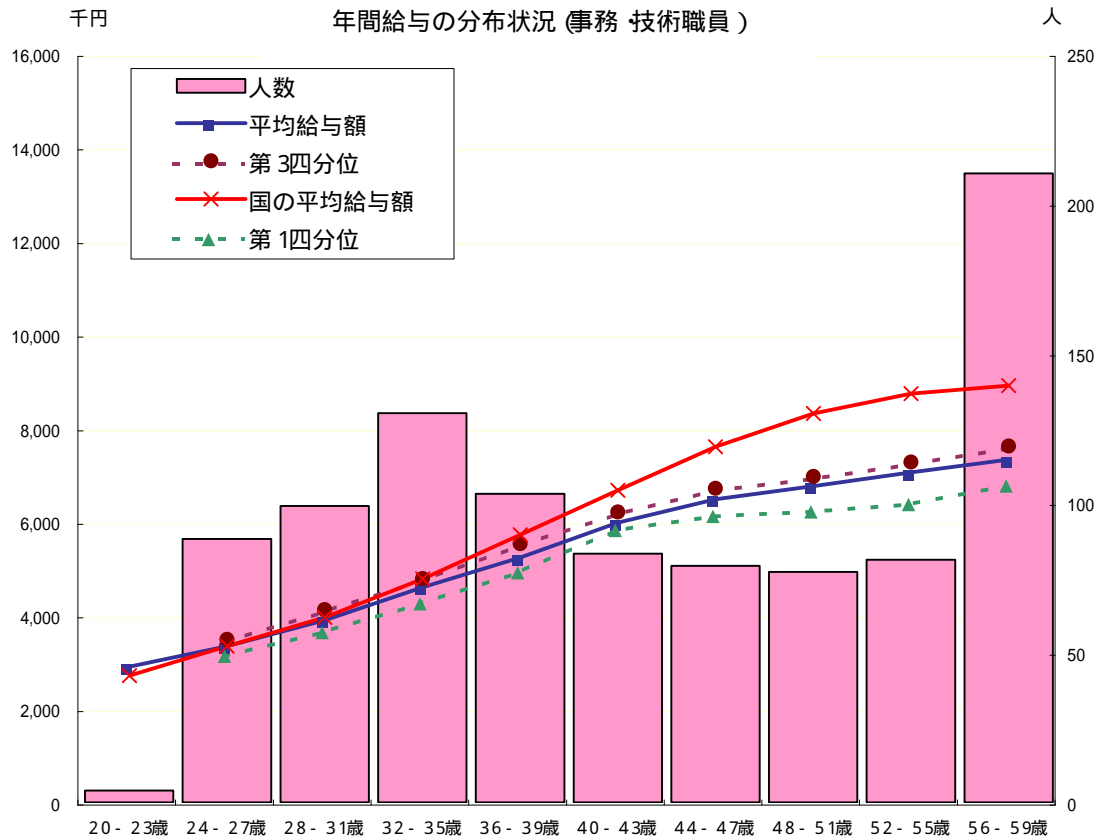
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	53	41.5	6,908	6,908	55	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	53	41.5	6,908	6,908	55	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

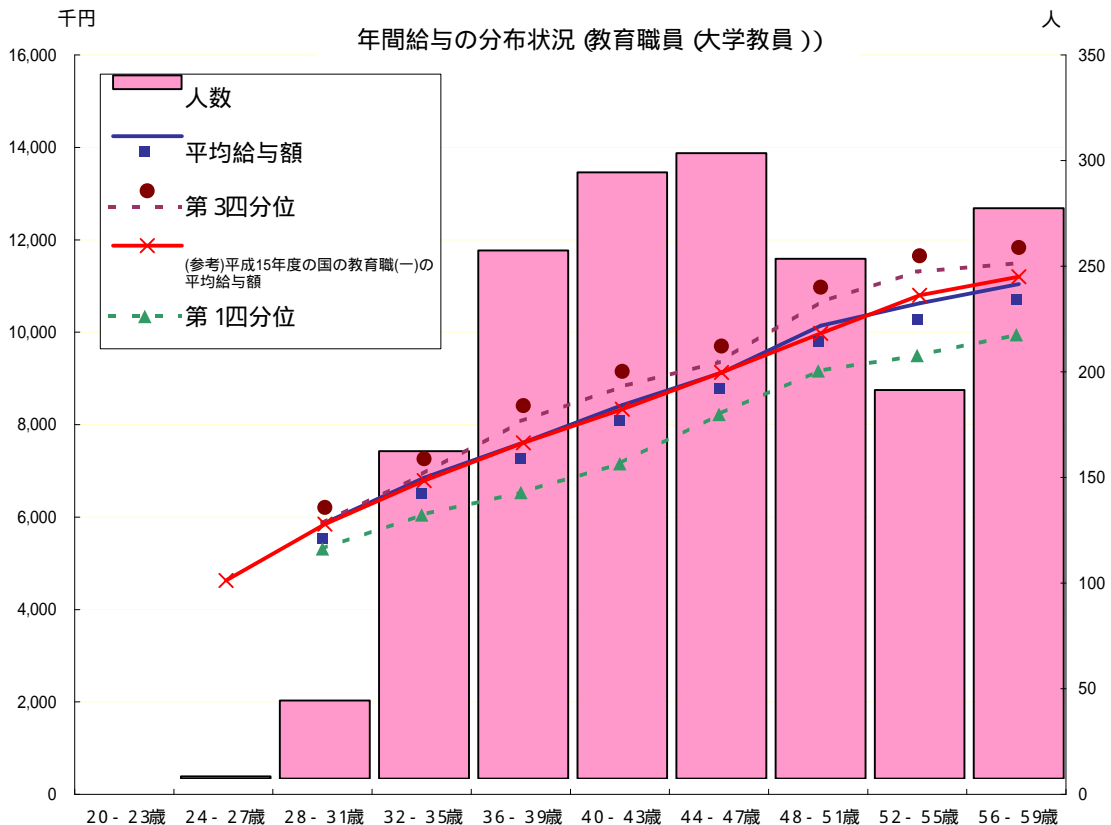
職種のうち、「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、用務員等の業務を行う職種を、「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を、「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を、「指定職種」とは、教育研究組織の長等の特に指定された重要な業務を行う職種を、「特定職種（専門職大学院実務家教員等）」とは、法科大学院における高度な実務経験を有する教員、高度な専門的知識・経験に基づき特定の業務を行う職種を示す。

なお、常勤職員のその他の医療職種（看護師）、特定職種（専門職大学院実務家教員等）については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

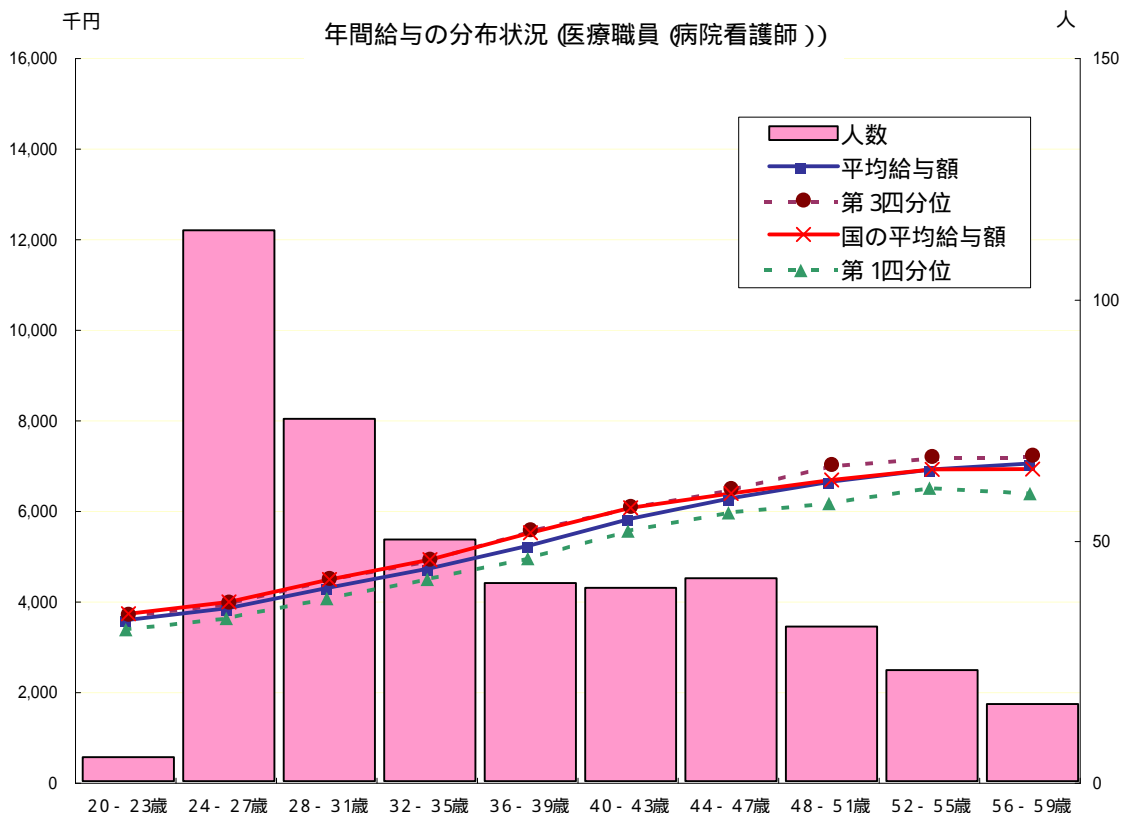
年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。]



注 年齢20～23歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1四分位及び年間給与額の第3四分位については表示していない。



注 年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	10	56.3	9,322	10,835	11,926		
課長	37	56.6	8,190	8,420	8,774		
課長補佐	91	56.4	7,138	7,327	7,560		
係長	359	48.4	6,000	6,437	6,980		
主任	176	41.8	4,747	5,340	5,961		
係員	281	31.2	3,419	4,015	4,364		

注：「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	700	54.2	10,276	10,868	11,438		
准教授	577	44.8	8,195	8,664	9,210		
講師	100	44.8	7,595	8,068	8,597		
助教	454	40.3	6,234	6,684	7,133		
助手	25	48.7	6,310	6,682	7,180		
教務職員	11	43.0	4,856	5,342	5,957		

(医療職員 (病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1		-		-
副看護部長	5	54.7	7,893	8,016	8,058
看護師長	30	49.7	6,683	6,922	7,191
副看護師長	76	44.7	5,769	6,101	6,464
看護師	325	32.8	3,891	4,527	4,960
准看護師	1		-		-

注：看護師には、助産師を含む。

なお、看護部長及び准看護師の該当者は、それぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は記載していない。

職級別在職状況等 (平成 19年 4月 1日現在) (事務 技術職員 / 教育職員 (大学教員) / 医療職員 (病院看護師))

(事務 技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	部長 課長
人員	954	0	0	3	4	17
(割合)		(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.4%)	(1.8%)
年齢 (最高 ~最低)				58	59	59
				54	49	46
所定内給 与年額(最高 ~最低)				8,779	8,831	7,254
				7,894	7,807	6,108
年間給与 額(最高 ~最低)				12,035	11,926	9,712
				11,104	10,807	8,393

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員		53	146	418	216	97
(割合)		(5.6%)	(15.3%)	(43.8%)	(22.6%)	(10.2%)
年齢 (最高 ~最低)		59	59	59	41	30
		44	44	33	27	22
所定内給 与年額(最高 ~最低)		6,553	5,873	5,541	3,914	2,862
		5,010	4,581	3,080	2,483	2,074
年間給与 額(最高 ~最低)		8,852	8,071	7,380	5,163	3,813
		7,046	6,406	4,249	3,378	2,794

(教育職員 (大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	1867人	699人 (37.4%)	576人 (30.9%)	102人 (5.5%)	479人 (25.7%)	11人 (0.6%)
年齢(最高 ～最低)		62歳 ～ 38歳	62歳 ～ 32歳	61歳 ～ 30歳	62歳 ～ 26歳	58歳 ～ 29歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		10,070千円 ～ 5,762千円	7,633千円 ～ 4,450千円	6,892千円 ～ 4,133千円	6,245千円 ～ 3,062千円	4,693千円 ～ 3,327千円
年間給与 額(最高 ～最低)		13,859千円 ～ 8,077千円	10,420千円 ～ 6,066千円	9,531千円 ～ 5,574千円	8,342千円 ～ 4,084千円	6,432千円 ～ 4,437千円

(医療職員 (病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長
人員 (割合)	438人	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)	5人 (1.1%)	30人 (6.8%)	76人 (17.4%)
年齢(最高 ～最低)				58歳 ～ 51歳	59歳 ～ 42歳	59歳 ～ 30歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)				6,303千円 ～ 5,700千円	5,501千円 ～ 4,372千円	5,208千円 ～ 3,292千円
年間給与 額(最高 ～最低)				8,464千円 ～ 7,747千円	7,665千円 ～ 5,912千円	7,194千円 ～ 4,438千円

区分	計	2級	1級
標準的な職位		看護師	准看護師
人員 (割合)		325人 (74.2%)	1人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		59歳 ～ 23歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,888千円 ～ 2,475千円	
年間給与 額(最高 ～最低)		6,745千円 ～ 3,368千円	

注：級及び1級における該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数(割合)以外は記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4	66.8	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	33.2	34.3
	最高～最低	44.6～32.0	41.2～29.0	41.8～30.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.6	67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1	31.4	32.7
	最高～最低	39.4～30.9	36.3～28.1	37.8～29.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3	67.3	65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	32.7	34.1
	最高～最低	42.8～32.1	39.0～29.4	40.8～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.9	67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1	31.1	32.5
	最高～最低	39.4～31.5	36.3～25.4	37.8～29.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5	67.5	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5	32.5	34.4
	最高～最低	42.6～33.6	38.9～30.7	40.7～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2	68.2	66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8	31.8	33.3
	最高～最低	39.4～31.8	36.3～29.0	37.8～30.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	87.1
対他の国立大学法人等	99.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	99.4
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	97.2
対他の国立大学法人等	100.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(対他の国立大学法人等)においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

(教育職員(大学教員))	
対国家公務員(平成15年度の教育職(一))	100.0

注：教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 30,714,961	千円 31,143,613	千円 (%) 428,652 (1.4)	千円 (%) 773,048 (2.5)
退職手当支給額 (B)	千円 3,896,942	千円 3,836,904	千円 (%) 60,038 (1.6)	千円 (%) 357,384 (8.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,644,217	千円 6,821,105	千円 (%) 823,112 (12.1)	千円 (%) 1,668,718 (27.9)
福利厚生費 (D)	千円 4,650,599	千円 4,551,427	千円 (%) 99,172 (2.2)	千円 (%) 190,270 (4.3)
最広義人件費 (A+ B+ C+ D)	千円 46,906,719	千円 46,353,049	千円 (%) 553,670 (1.2)	千円 (%) 728,556 (1.6)

注) 非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額の対前年度比が 1.4%になった要因
 前年度(平成17年度)末の定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少、給与改定に伴う給与支給額の減少
 最広義人件費の対前年度比が + 1.2% となった要因
 受託研究費、寄附金等を財源とする非常勤職員の増加に伴い、給与支給総額及び法定福利費が増加
 共済長期負担金率、厚生年金保険の事業主負担分率の増加、労働保険一般拠出金の新設等による増加
 派遣職員の増加に伴い、派遣費用が増加

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

注務大臣が中期目標において示した人件費削減の取り組みに関する事項
 中長期展望の下に、柔軟な教員編成システムを確立し、助手及び技術職員等の職種の在り方についての見直しを行うとともに、上記重要方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う
 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 総人件費改革を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る
 国家公務員の給与構造改革と同様に、全基本給表の見直し、昇給制度等の見直しを行った。

上記)及び)の進ちょく状況
 ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」31,143,613千円
 ・当年度の「給与、報酬等支給総額」30,714,961千円
 ・当年度までの人件費削減率 1.4%

その他参考となる事項
 ・当年度の「給与、報酬等支給総額」30,714,961千円・・・a
 ・平成17年度の「人件費予算相当額」32,303,048千円・・・b
 ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) 4.9%

法人が必要と認める事項

特になし